

第 6 節

人と環境にやさしい 循環型社会づくり



持続可能な地球環境の保全

現状と課題

- 環境保全に対する市民・事業者の関心は高く、自主的な環境美化活動が展開されていますが、今後も、市民・事業者・市の三者が連携を強めて、環境基本計画の推進を図り、恵まれた良好な環境を後世に引き継いでいく必要があります。
- 環境基本計画の進捗状況を管理するための進捗管理委員会により、適正な運用管理を図り、環境基本計画を推進する必要があります。
- 地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題とあわせて、東日本大震災以降の電力不足問題に対しても、国際的協調のもと、国、県との協働により、積極的な対応を図る必要があります。

特に地球温暖化防止対策と電力不足対策については、市民の意識や関心が高まる中、本市においても率先して省エネルギーの推進を図るとともに、さらに新エネルギー¹の活用を検討するなど、地球規模の環境保全を図る必要があります。

- 市も一事業者との認識のもと、土浦市役所環境保全率先実行計画や平成18年度に認証を取得したISO14001の活動により構築した取組の考え方をさらに発展させながら、環境負荷の低減を図る必要があります。

施策の体系

持続可能な地球環境の保全

- (1) 環境基本計画の推進と進捗管理
- (2) 市民・事業者・行政の三者協働による施策の推進
- (3) 地球環境の保全
- (4) エネルギー対策の推進
- (5) 環境負荷の低減



みらいの土うら(太陽光発電)
(藤沢小3年 田代温大)

¹ 新エネルギー バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電など、再生可能エネルギーのこと。

施策の内容

(1) 環境基本計画の推進と進行管理

市の取組については、担当部署の明確化及び率先推進を行うとともに、市民・事業者の取組については広範なPRによる確実な推進を図ります。

また、進行管理委員会により、計画の進捗状況を管理します。

(2) 市民・事業者・行政の三者協働による施策の推進

市民・事業者・市民団体の代表で組織されている環境基本計画推進協議会との協働を中心として、市民、事業者、市が一体となった、地域ぐるみの環境活動を推進します。

(3) 地球環境の保全

市役所環境保全率先実行計画や地球温暖化防止行動計画に位置づけた取組を推進するとともに、

環境マネジメントシステムの有効活用により、温室効果ガスの削減を図ります。

また、市が行うすべての事務事業について省資源・省エネルギー化を推進し、環境負荷の低減を図ります。

(4) エネルギー対策の推進

エネルギー対策を地域から推進するため、省資源、省エネルギーの取組をさらに進めるとともに、再生可能エネルギー等についても更なる活用を検討し、エネルギー対策の推進を図ります。

(5) 環境負荷の低減

市役所自らが一つの事業所としての立場に立ち、新たな本市独自の環境マネジメントシステム²により、自らが行う事務事業における環境負荷の低減を図ります。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主 な 役 割		
				市民	事業者	行政
市民・事業者・市の三者ごとの主体別行動計画の取組率	市民 63% 事業者 62% 市 68%	市民 70% 事業者 70% 市 80%	計画	◎	◎	◎
【考え方】関係者が一体となった環境にやさしいまちづくりへの取組状況を表す指標です。環境基本計画に定める主体別行動計画の取組状況の約10%向上を目標とします。						
市の主体別行動計画の取組率	市66%	市75%	計画	△	△	◎
【考え方】環境基本計画に定める主体別行動計画の取組状況の約10%向上を目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
環境基本施策の推進	・環境基本計画に基づく環境施策の計画的な推進 ・独自の環境マネジメントシステムの構築

施策を推進する主な所管部署

○環境保全課

² 環境マネジメントシステム 企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。

現状と課題

○近年、身近な里山や水路・ため池などの減少やが見られる一方、自然とのふれあいを求める人が増加しています。

また、暮らしや産業を支える水の環境を守ろうという意識も高まりつつあります。

こうした気運を、自然体験や環境学習等を通じて高め、貴重な自然環境を保全するという運動に広げていく必要があります。

○霞ヶ浦は、貴重な自然環境であり、水質浄化は県も含めての最大の課題ですが、ここ10年間は横ばい状態であり、改善には至っていないのが現状です。

水質汚濁原因の約5割は、生活排水や事業系排水など人為的要因ですが、近年は農地・山林・市街地等の面源負荷が増大傾向にあります。

このため、水質の改善やヨシ原の復元など自然の再生等に向けた取組について、市民・事業者・研究者そして行政がパートナーシップを構築し、推進していく必要があります。

また、環境学習や情報人材交流の拠点として、茨城県霞ヶ浦環境科学センターの活用が重要となっています。

○本市の貴重な自然環境である筑波山麓については、森林管理が適正に行われず、放置された森林が増加しているため、水源かん養機能の低下に対する対策を実施する必要があります。

○農山村部においては、集落の力によって良好な自然環境が守られてきましたが、集落の機能が低下し、農地や農業用水などの保全が難しくなっています。

一方、市民の環境への関心が高まっており、地域ぐるみで農地や水を守ろうという取組を支援する必要があります。

○霞ヶ浦の水質は、近年停滞傾向にあり環境基準の達成が得られていない状況となっています。

また、騒音は、公害苦情が比較的多い項目で、生活環境上の一つの課題となっています。特に、交通騒音は、全国的に取組が遅れている環境問題で、市内にも基準を達成していない箇所があり、国や県など道路管理者に改善を要請しています。

■霞ヶ浦の水質(COD¹)

(単位：mg/ℓ)

年度 水域	19	20	21	22	23
西 浦	8.5	8.4	9.3	8.2	8.1
北 浦	9.5	9.3	10	9.1	8.0
常陸利根川	8.8	8.7	9.3	9.2	8.5
平 均	8.8	8.7	9.5	8.7	8.2

資料：茨城県(環境対策課)

¹ COD Chemical Oxygen Demand の略。和訳すると化学的酸素要求量という意味で、水の汚れの度合いを表す値として用いられ、酸化剤（過マンガン酸カリウム）を使用して測定する。COD 値が高いと、水中の物質が酸素を奪うことにより水中の酸素が足りなくなり、魚の生息が難しくなり、自然浄化作用も止まってしまう。

■霞ヶ浦の水質(全窒素²⁾)

(単位: mg / ℓ)

水域 \ 年度	19	20	21	22	23
西 浦	1.1	1.4	1.2	1.3	1.2
北 浦	1.2	1.3	1.2	1.6	1.6
常陸利根川	1.1	1.2	0.96	1.1	0.93
平 均	1.1	1.3	1.1	1.3	1.2

資料: 茨城県(環境対策課)

■霞ヶ浦の水質(全りん³⁾)

(単位: mg / ℓ)

水域 \ 年度	19	20	21	22	23
西 浦	0.10	0.11	0.099	0.090	0.076
北 浦	0.13	0.16	0.12	0.13	0.093
常陸利根川	0.11	0.12	0.096	0.10	0.081
平 均	0.11	0.12	0.10	0.10	0.081

資料: 茨城県(環境対策課)

施策の体系

恵まれた自然環境の保全

- (1) 自然環境の保全
- (2) 霞ヶ浦の水質浄化
- (3) 環境教育の推進
- (4) 環境保全意識の啓発と場の整備
- (5) 環境情報の収集と提供

² 全窒素 水中に含まれるアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の無機性窒素及びタンパク質、アミノ酸、ポリペプチド、尿素等有機性窒素の総量。全窒素は、動物及び植物に由来しているので、全ての水に含まれている。また、生活排水、工場排水、畜産、排水等の混入により増加する。

³ 全りん 水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量。水中のりん化合物には、地質由来のものと動植物等の生物由来のものがあるが、その形態は微生物の活動や化学的作用を受けて変化しやすい。

(1) 自然環境の保全

霞ヶ浦から筑波山麓に至る自然環境を保全するため、総合的な施策を推進します。大気環境・水環境や生態系の保全を図るとともに、民間の環境保全活動を支援します。

また、家庭排水対策の強化、流入河川の浄化、農地・農業用排水路の保全に努めます。

さらに、土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例などによる適正指導に努め、残された貴重な自然環境や谷津田の保全を図ります。

(2) 霞ヶ浦の水質浄化

水質浄化のため、家庭排水や工場・事業場排水対策の強化、公共下水道・農業集落排水・高度処理型合併浄化槽事業の推進に加え、流入河川の浄化対策の推進、水辺景観事業の推進と自然浄化機能の活用など広域的な水質浄化対策についても、霞ヶ浦問題協議会との連携を強化するなど積極的に取り組みます。

霞ヶ浦への放射性物質については、流入河川を含めたモニタリングの強化を国・県へ要望するなどその対策を促進します。

また、霞ヶ浦への関心と水質浄化の気運の醸成を目指し、訪れた人々が気軽に「霞ヶ浦」と触れ合うことができる場の創生を検討します。

(3) 環境教育の推進

協働による環境保全への取組を推進するため、一人一人の環境に対する高い意識の形成が重要となることから、学校教育や生涯学習、事業所における研修などあらゆる機会を通じた環境教育や環境学習の充実を図ります。

(4) 環境保全意識の啓発と場の整備

関係機関及び市民団体等との連携強化に努めるほか、学校教育や生涯学習を通じて環境教育を推進し、環境保全意識の啓発を図ります。

また、環境学習や情報人材交流の拠点として、茨城県霞ヶ浦環境科学センターの活用を図るとともに、野外フィールドの整備を促進します。

(5) 環境情報の収集と提供

公共用水域の水質測定、自動車騒音常時監視、ダイオキシン類測定等の環境調査を定期的に実施し、監視を強化するとともに、収集した環境情報を各種環境教育の場や、環境白書、市ホームページなどを通じて周知を図ります。

また、環境基準が守られていない場合は、国や県など関係機関と連携し、改善に向けて対策を講じます。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主 な 役 割		
				市民	事業者	行政
監視検査事業所数 基準超過事業所数	60事業所 23事業所	60事業所 0事業所	法	△	◎	◎
【考え方】事業所系排水対策への取組状況を表す指標です。現状値より20%多い事業所への監視検査の実施と基準超過事業所の絶無を目標とします。						
浄化施設放流水BODの河川環境基準達成率	80%	100%	国県	◎	◎	◎
【考え方】霞ヶ浦の水質浄化に向けた取組成果を表す指標です。家庭排水路浄化施設放流水の全水質検査において、河川水質での環境基準であるBOD2mg/ℓ以下の達成を目指します。						
廃食用油回収拠点数	17ヵ所	23ヵ所	個別	◎	◎	◎
【考え方】生活排水対策意識の普及状況を示す指標です。民間店舗等の協力により廃食用油の回収拠点を35%増加させることを目指します。						
出前講座実施校数	11校	20校	個別	○	△	◎
【考え方】環境学習の普及状況を表す指標です。市内全小学校での実施を目指します。						

主要事業

事業名	事業の概要
霞ヶ浦の水質浄化	- 生活排水対策推進計画の見直し - 廃食用油の拠点回収事業の推進 - 事業場への立入検査や改善指導による規制基準の遵守の徹底
環境情報の収集と提供	自動車騒音常時監視事業
環境教育の推進	- 茨城県霞ヶ浦環境科学センターとの連携による環境教育の推進 - 親子水の探検隊、小・中学生向け研修会の実施 - 出前講座「霞ヶ浦ドクター養成講座」の実施
環境保全対策	残土条例の適正な運用による環境の保全

施策を推進する主な所管部署

○環境保全課



泳げる霞ヶ浦市民フェスティバル

ごみ処理の適正化とリサイクルの推進

現状と課題

○ごみ処理については、社会経済情勢の動向や生活様式の変化に即したごみ処理体制や、各種リサイクル法に対応した循環型社会の形成が強く求められています。

○本市のごみ量は、ここ数年減少傾向を示していますが、更なる循環型社会の形成に向け「第2次ごみ処理基本計画」に基づいた施策を着実に推進し、ごみの減量化を図っていく必要があります。

また、ごみの減量・リサイクル活動を円滑に推進するため、市民・事業者・市はそれぞれの役割を認識し、ごみの発生抑制や資源化に取り組むとともに、三者が協働・連携し行動することが重要です。

○ごみ処理施設については、現在の焼却施設が稼働開始から20年を経過しており、施設の老朽化が課題となっています。設備機器類の更新を行うとともに、今後、基幹的施設を整備することで、施設の延命化を図っています。

○管理型最終処分場については、焼却灰を安全に処理するため、適切な覆土や堰堤工事の実施、水処理施設の設備の点検、補修など、計画的な維持管理を行っていく必要があります。また、今後の施設のあり方について検討する必要があります。

○新治地区は、ごみ処理体制が異なるため、今後も制度の整合を図っていくことが課題です。

■ごみ収集の状況

土浦地区

(単位：t、%)

年度		19	20	21	22	23
区分	収集量	35,429	34,909	34,404	33,964	34,527
	伸び率	△ 3.6	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.3	1.7
家庭系	収集量	20,992	19,507	18,796	17,820	18,025
	伸び率	△ 0.8	△ 7.1	△ 3.6	△ 5.2	1.2
事業系	収集量	56,421	54,416	53,200	51,784	52,552
	伸び率	△ 2.6	△ 3.6	△ 2.2	△ 2.7	1.5
合 計	収集量					
	伸び率					

新治地区

(単位：t、%)

年度		19	20	21	22	23
区分	収集量	1,964	1,923	1,864	1,812	1,845
	伸び率	△ 5.5	△ 2.1	△ 3.1	△ 2.8	1.8
家庭系	収集量	860	829	771	756	766
	伸び率	9.1	△ 3.6	△ 7.0	△ 1.9	1.3
事業系	収集量	2,824	2,752	2,635	2,568	2,611
	伸び率	△ 1.5	△ 2.5	△ 4.3	△ 2.5	1.7
合 計	収集量					
	伸び率					

※土浦地区は可燃及粗大ごみ、新治地区は可燃及粗大ごみの合計。

※新治地区の可燃ごみは空き缶とともに収集しているため、資源物扱い。

資料：環境衛生課

■ごみ総排出量の推移

土浦地区

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
人 口 (人)	135,045	134,831	135,701	135,437	134,806
総排出量 (t)	59,150	56,989	55,738	54,275	55,226
1人1日当たり (g)	1,200	1,158	1,125	1,098	1,122

新治地区

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
人 口 (人)	8,864	8,869	8,833	8,737	8,654
総排出量 (t)	3,146	3,050	2,925	2,866	2,900
1人1日当たり (g)	970	942	907	890	916

※人口は各年度10月1日現在の常住人口、総排出量は各年度末現在。

※ごみ総排出量=収集量+直接搬入量 (集団回収量は含まない。)

資料：環境衛生課

■リサイクル率の推移

土浦地区

(単位：%)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
リサイクル率	12.2	11.8	11.6	11.5	11.4

新治地区

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
リサイクル率	18.6	15.8	15.4	15.9	15.2

※家電リサイクル法及び食品リサイクル法などによる民間事業者の行うリサイクル量は含まない。

※リサイクル率(土浦地区)=(分別収集量+施設回収量+集団回収量)/(ごみ総排出量+集団回収量)×100

リサイクル率(新治地区)=(資源回収量+集団回収量)/(ごみ総排出量+集団回収量)×100

資料：環境衛生課

施策の体系

ごみ処理の適正化と リサイクルの推進

- (1) 廃棄物等の発生及び排出抑制の推進
- (2) 資源物のリサイクル推進の強化
- (3) 安全かつ適正な処理体制の確立
- (4) 環境(ごみ)教育の推進
- (5) 市民・事業者・市の三者による協働
- (6) 最終処分場の適正管理の推進
- (7) 施設の延命化対策

(1) 廃棄物等の発生及び排出抑制の推進

市・市民・事業者は、協働・連携してごみの発生抑制や資源化に取り組みます。

ごみ処理費用の適正で公平な負担のあり方など、ごみ処理コストの意識を醸成し、ごみ処理有料化の導入を行ってまいります。

なお、有料化に当たっては、分別収集の徹底が必要不可欠であることから、更なる資源化を推進します。

(2) 資源物のリサイクル推進の強化

生ごみ分別収集(メタン発酵処理)やプラスチック製容器包装分別収集の市内全域での実施や、子ども会廃品回収等の集団回収の支援などにより、分別収集の強化を図り、資源物のリサイクルを推進します。また、更なる資源物の分別収集の可能性について調査・研究を行います。

事業系ごみの排出抑制・資源化の推進のため、リサイクルルートの構築やゼロエミッション社会¹を目指した施策を展開します。また、多量排出事業者に対しては、必要な減量化の助言・指導を行います。

(3) 安全かつ適正な処理体制の確立

焼却施設及び最終処分場等のごみ処理体制を充実するとともに、処理困難物の適正処理のため、関係機関等との連携を強化します。

(4) 環境（ごみ）教育の推進

ごみの減量、リサイクル等の意識の向上を図るため、インターネット・広報紙、各種イベント等での啓発事業を推進するとともに、出前講座及び小中学校における総合学習等、環境教育を推進します。

(5) 市民・事業者・市の三者による協働

市民は排出者としての自覚やライフスタイルの見直しを、事業者はごみの適正処理やゼロエミッションを目指す排出責任を、市はごみを出さない仕組みづくりやごみの適正処理・処分を行い、三者が協働・連携して行動することでごみの減量・リサイクルを推進します。

(6) 最終処分場の適正管理の推進

最終処分場の施設の適正な維持管理に努め、周辺環境に配慮した施設の適正な運営を図るとともに、今後の施設のあり方について検討を行います。

(7) 施設の延命化対策

焼却施設並びに最終処分場における設備機器の経年劣化や老朽化に対し適切な維持管理と補修を行い、特に焼却施設については、今後、基幹的施設を整備することで、施設の延命化を図ります。

¹ ゼロエミッション社会 産業活動から排出される廃棄物などすべてを、ほかの産業の資源として活用し、全体として廃棄物を出さない生産のあり方を目指す構想、考え方。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主 な 役 割		
				市民	事業者	行政
ごみの減量化目標	61,462 t	52,513 t (14.6%)	計画	◎	◎	◎
【考え方】市全体のごみ排出抑制への取組を測る指標です。平成 23 年度に第 2 次土浦市ごみ処理基本計画を策定し、平成 22 年度を基準に平成 33 年度にごみ排出量を 15%削減する数値目標とします。						
資源化目標	7,106 t (11.6%)	12,364 t (24.1%)	計画	◎	◎	◎
【考え方】ごみの資源化を測る指標です（リサイクル率）。平成 23 年度に第 2 次土浦市ごみ処理基本計画を策定し、平成 22 年度を基準に平成 33 年度に資源化率を 25%とする数値目標を設定します。						

主要事業

事業名	事業の概要
第 2 次土浦市ごみ処理基本計画の推進	- 第 2 次土浦市ごみ処理基本計画における各種施策の推進 - 第 2 次土浦市ごみ処理基本計画（後期計画）の策定
ごみの減量化・リサイクルの促進	- 分別収集の拡大 - 情報提供と啓発事業の展開
清掃センター主要設備の大規模改修	計画的な主要設備の改修工事

施策を推進する主な所管部署

○環境衛生課

環境美化と環境衛生の推進

現状と課題

- 衛生センターについては、特に施設の老朽化が著しいため、適切な維持管理及び施設の延命化を講じながら、施設のあり方を検討していく必要があります。
- 現在の市営斎場は施設の老朽化、狭隘化が進んでおり、新たな施設の整備を進めています。

- 市営霊園については、市民の墓地需要を的確に把握し、意識の多様化に対応した供給が必要となっています。
- なお、今泉第二霊園の販売計画については、市民ニーズや社会環境等の変化に対応した見直しの必要があります。
- 生活環境の保全に対する市民の関心は高く、様々な環境美化活動が展開されており、今後とも、市民と行政が連携を強化し、恵まれた良好な環境を後世に引き継いでいく必要があります。

■し尿処理の状況

(単位：kℓ、%)

年度		19	20	21	22	23
区分						
し尿	収集量	5,962	5,635	5,083	4,651	4,301
	伸び率	△ 8.59	△ 5.48	△ 9.80	△ 8.50	△ 7.53
浄化槽汚泥	収集量	7,291	7,401	7,105	6,890	7,282
	伸び率	△ 3.72	1.51	△ 4.00	△ 3.03	5.69
合 計	収集量	13,253	13,036	12,188	11,541	11,583
	伸び率	△ 5.97	△ 1.64	△ 6.51	△ 5.31	0.36

資料：環境衛生課

施策の体系

環境美化と環境衛生の推進

- (1) 衛生センターの整備
- (2) 市営斎場の整備
- (3) 市営霊園の整備
- (4) 環境美化の推進

施策の内容

(1) 衛生センターの整備

老朽化した機械、設備等の計画的な整備を行うとともに、適正な定期保守点検による機械、設備の延命化への取組を進めます。

(2) 市営斎場の整備

老朽化が著しい市営斎場については、より一層の利便性向上を図るため、市民ニーズに合わせた新斎場の整備を進めます。

(3) 市営霊園の整備

市民の利用ニーズが多様化する中、墓地の区画割を柔軟に行うなど、市民の墓地需要を的確にとらえた整備を図ります。

(4) 環境美化の推進

環境美化運動や清掃大作戦等の活動を通して市民の環境美化に対する高揚を図るとともに、町内会、地区市民委員会活動等との連携を強化します。

主要事業

事業名	事業の概要
衛生センター整備	・衛生センター整備事業
市営斎場の整備	・市営斎場建替整備事業
市営霊園の整備	・今泉霊園整備事業

施策を推進する主な所管部署

○環境衛生課

安定した上水道の供給

現状と課題

○水道は、日々の生活や様々な社会経済活動を支える上で欠くことができない基幹的な施設です。

○平成23年度末の人口普及率は94.1%となり、一部の地域を除きおおむね市内全域に普及しています。

今後は、給水要望箇所及び給水区域外(簡易水道区域)等への配水管整備が求められています。

○今後、行政区域内人口の減少が予想される中、普及率の向上に伴い給水人口は緩い増加を見込んでいるところであり、引き続き、災害時

においても安全でおいしい水を安定的に供給するため、水質管理や適正な水圧の確保、さらには、老朽管や老朽施設の更新を進めて行く必要があります。

○経営面では、人口減少や水道利用者の節水意識の向上等により、料金収益が減少する傾向にある中、一方では、施設の耐震化や老朽化に伴う更新費用も増大してきていることから、収支バランスのとれた安定した企業経営が求められており、経営の健全化と、効率的な事業運営に努める必要があります。

■水道の普及状況

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
給水区域内人口(人)※	143,418	143,824	144,129	143,720	143,538
給水人口(人)	133,233	134,353	135,157	134,948	135,094
普及率(%)	92.9	93.4	93.8	93.9	94.1
1日最大給水量(m ³)	48,723	48,224	49,274	49,392	49,131
1日平均給水量(m ³)	42,591	42,492	43,526	43,125	42,483
1人1日最大給水量(ℓ)	366	359	365	366	364
1人1日平均給水量(ℓ)	320	316	322	320	314

※給水区域内人口は各年度3月31日現在

資料：水道課

■用途別使用水量の推移

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
家事用(千m ³)	9,971	9,907	9,959	10,100	9,859
団体用(千m ³)	1,723	1,680	1,641	1,634	1,589
営業用(千m ³)	2,420	2,317	1,498	1,381	1,261
工業用(千m ³)	104	102	1,182	1,226	1,100
その他(千m ³)	11	13	9	3	3
合計(千m ³)	14,229	14,019	14,289	14,344	13,812
伸び率(対前年度%)	0.7	△ 1.5	1.9	0.4	△ 3.7

資料：水道課

■ 拡張計画の概要

区 分		創 設	第一次拡張計画	第二次拡張計画	現計画
計 画 給 水 人 口 (人)	土浦地区	130,000	149,800	—	161,900
	新治地区	8,700	9,300	12,100	
1 日 最 大 給 水 量 (m ³)	土浦地区	32,500	64,100	—	70,000
	新治地区	1,815	3,470	5,900	
1 人 1 日 最 大 給 水 量 (ℓ)	土浦地区	250	428	—	432
	新治地区	209	373	488	

資料：水道課

施策の体系

安定した上水道の供給

- (1) 配水場施設整備の推進
- (2) 送配水管整備の推進
- (3) 老朽管の更新
- (4) 直結給水の推進
- (5) 普及率の向上
- (6) 効率的な事業運営

施策の内容

(1) 配水場施設整備の推進

経年化した配水場及び設備機器等の更新や延命化を図り、安定した水量の確保と安全性の高い施設を構築するため、配水場ごとの配水区域の細分化を図ります。

(2) 送配水管整備の推進

未給水区域からの要望箇所や連絡管等の配水管整備を行い、普及率の向上と安定供給を図ります。

また、平成24年度に策定した水道事業後期基本計画に基づき、配水場ごとのブロック化を図り、配水管の整備を推進します。

(3) 老朽管の更新

災害時においても安定的に上水道を供給するため、法定耐用年数40年が経過し老朽化が見られる配水管(塩化ビニール管・鋼管等)の計画的な布設替えを進めます。

(4) 直結給水の推進

配水区域の細分化を進め、安定した配水圧を確保し、3階建て住宅などへの直結給水を推進します。

(5) 普及率の向上

未給水区域への計画的な配水管整備とともに、給水区域の未加入者に対し、啓発活動などの加入促進を図り、水道の普及に努めます。

また、災害時においても、安心・安全な水道水の安定給水を確保するため、茨城県企業局に対し、水道管理体制の充実を要望し、安全でおいしい水の供給に努めます。

(6) 効率的な事業運営

安定した事業運営の持続に向け、業務の効率化を図るとともに、コストの節減に努め、経営の健全化に努めます。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主 な 役 割		
				市民	事業者	行政
水道普及率	94.1%	95.5%	個別	○	○	◎
【考え方】 安定的な上水道の供給への取組成果を表す指標です。計画的な事業の実施により、水道普及率の向上を目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
配水場施設整備事業	・大岩田、右舩、神立、新治配水場のポンプ等施設の改良・更新工事
送配水管整備事業	・送配水管の布設工事
老朽管更新事業	・老朽化した配水管（塩化ビニール管・鋼管等）の布設替工事

施策を推進する主な所管部署

○水道課



配水管布設工事

快適な生活を支える下水道の整備

現状と課題

- 本市の公共下水道は、霞ヶ浦や流入河川などの公共用水域の水質保全を図るとともに、生活環境の向上と、中心市街地の浸水防除を図るため、昭和41年度から整備を進めています。
- 平成24年3月末現在の公共下水道の整備状況は、認可面積4,490.7haに対して、整備済面積が3,532.3ha、水洗化率は91.1%です。
- 公共下水道は近代的な都市づくりと公共用水域の水質保全に不可欠の施設であり、水道・電気・ガスなどと同様、市民生活を支えるライフラインとなっていることから、今後とも快適な生活環境の確保を図り、さらには水質浄化を目指し、積極的な推進を図ることが望ま

れます。

- 市民生活環境の改善を図るため、水洗化の普及率向上に努めるとともに、下水道の機能を確保していく上で、計画的な維持管理の推進も重要です。
- 農業集落排水施設¹については整備が概成しており、今後は適正な維持管理に努めるとともに、整備地区内の加入率の向上を図る必要があります。
- 単独処理浄化槽²による生活排水の未処理放流を解決するため、高度処理型合併処理浄化槽の普及を図る必要があります。

■公共下水道(污水)の整備状況

(平成24年3月31日現在)

区 分	行政区域	整備済区域
面 積 (h a)	12,299	3,532
人 口 (人)	142,993	126,405
水洗化人口 (人)	—	115,125
人口普及率 (%)	—	88.4
水 洗 化 率 (%)	—	91.1

資料：下水道課

■霞ヶ浦湖北流域下水道事業の概要

(平成24年3月31日現在)

区 分	土浦市	旧石岡市	阿見町	かすみがうら市	小美玉市
計画面積 (h a)	6,017.2	3,243.0	2,462.6	2,072.6	2,351.0
計画処理人口 (人)	138,600	61,400	68,140	43,590	38,700
計画汚水量 (m ³)	74,975	35,103	48,510	35,626	27,179

資料：下水道課

■農業集落排水事業の概要

(平成24年3月31日現在)

処理区域	区分	計画面積 (h a)	計画処理人口 (人)	水洗化率 (%)	供用開始時期
西 部 地 区		25	780	90.6	平成 4.8.1
北 部 地 区		47	950	87.3	平成 7.7.1
東 部 地 区		60	1,770	75.4	平成 11.7.1
高 岡 地 区		40	940	91.6	平成 1.4.1
沢 辺 地 区		50	850	85.9	平成 5.4.1
西 根 地 区		31	690	42.2	平成 21.4.1

※接続率：接続戸数/枦設置戸数

資料：耕地課

¹ 農業集落排水施設 農業用排水の水質保全、農村の生活環境改善、自然環境の保全などを目的として整備するもので、公共下水道とほぼ同様の機能をもつ施設。

² 単独処理浄化槽 し尿だけを処理する浄化槽のこと。

■高度処理型合併処理浄化槽設置助成件数

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
5人槽	2	9	15	9	9
6～7人槽	2	8	5	9	12
8～10人相	0	0	2	1	0
合 計	4	17	22	19	21

資料：環境衛生課

施策の体系

快適な生活を支える 下水道の整備

- (1) 公共下水道（污水）整備事業の推進
- (2) 合流式公共下水道改善事業の推進
- (3) 農業集落排水事業の推進
- (4) 高度処理型合併処理浄化槽の普及

施策の内容

(1) 公共下水道（污水）整備事業の推進

生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道及び特定環境保全公共下水道を整備します。

また、水洗化率向上を推進するため、未接続家庭への啓発や下水管渠の長寿命化対策など、適正な維持管理に努めます。

(2) 合流式公共下水道の改善事業の推進

公共用水域の水質保全を図るため、県終末処理場と連携を図りながら合流式公共下水道改善計画に基づく対策に努めます。

(3) 農業集落排水事業の推進

農業振興地域における生活環境の向上を図るために整備した農業集落排水施設を適正に維持管理し、長寿命化を図ります。

また、整備地区内における加入率向上に努め、効率的な事業経営を行います。

(4) 高度処理型合併処理浄化槽の普及

水の汚れる原因で家庭からの生活排水の影響が多いため、公共下水道や農業集落排水事業区域以外の生活排水対策として、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、霞ヶ浦水質浄化への市民意識の高揚や広報紙、ホームページ等を通じて補助制度をPRします。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
公共下水道処理人口普及率	88.4%	90.0%	個別	○	○	◎
【考え方】適切な下水処理の実施への取組成果を表す指標です。投資額を勘案しながら計画的な事業の実施により、90%を目標とします。						
公共下水道水洗化率	91.1%	93.5%	個別	◎	◎	○
【考え方】適切な下水処理の実施への取組成果を表す指標です。水洗化の普及啓発を図り、93.5%を目標とします。						
公共水域における年間の汚濁負荷量の削減(BOD ³)	40.1 t	17.1 t	個別	○	○	◎
【考え方】適切な下水処理の実施への取組成果を表す指標です。合流式公共下水道改善計画に基づき、BOD汚濁負荷量の削減を目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
公共下水道の整備	・公共下水道の整備 ・特定環境保全公共下水道の整備 ・長寿命化対策
合流式公共下水道の改善	・越流堰の嵩上げ
農業集落排水事業	・機能強化対策事業

施策を推進する主な所管部署

○環境衛生課 ○耕地課 ○下水道課



土浦市下水道コンクール入選作品
(土浦二小4年 長谷川響大)

³ BOD 水の汚染を表す指標の一つ。好気性微生物が一定時間中に水中の有機物（汚物）を酸化・分解する際に消費する溶存酸素の量。

良好な住環境の確保と市街地の形成

現状と課題

○少子高齢化の進行やライフスタイルの変化により、住宅や住環境に対するニーズが多様化しており、災害に強い安心で安全な、より快適な住宅や健やかに暮らせる住まいの環境づくりが求められています。

また、高齢者や障害者が安心・安全に暮らせるよう、高齢者施策や福祉施策と連携して、総合的な住宅施策を展開することが必要となります。

近年、管理の行き届いていない空き家や廃屋が増加しており、市民の安心・安全を守るため、その解決に向けた取組が求められています。

○平成24年4月1日において、本市における公営住宅は、市営住宅と県営住宅とを合わせて2,342戸供給されており、長寿命化に努めるなど適正な維持・管理が求められています。

○平成22年の国勢調査において、本市の住宅総数は55,598戸で、持ち家率は65.2%と県平均に比べ低い水準になっており、定住人口の確保や新規転入人口の増加、既成市街地の活力確保のためにも、居住環境の整備を引き続き行う必要があります。

■住宅の所有形態別世帯数(普通世帯)の推移

(各年10月1日現在)

区分	年	7		12		17		22	
		世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)
持家		27,422	61.5	29,615	62.0	31,281	62.6	36,242	65.2
借家		13,945	31.2	15,086	31.6	16,133	32.3	16,848	30.3
給与住宅		2,720	6.1	2,519	5.3	2,218	4.4	2,024	3.6
間借		536	1.2	525	1.1	370	0.7	484	0.9
合計		44,623	100	47,745	100	50,002	100	55,598	100

資料：国勢調査

■公営住宅の管理戸数の推移

(各年4月1日現在、単位：戸)

区分	年	20	21	22	23
市営住宅		1,262	1,258	1,254	1,252
県営住宅		1,090	1,090	1,090	1,090

資料：住宅営繕課

施策の体系

良好な住環境の確保と市街地の形成

- (1) 良質な住まい・まちづくり施策の推進
- (2) 市営住宅の充実
- (3) 快適な住まいづくりの支援
- (4) 福祉施策と連携した住環境づくり
- (5) 住環境の整備
- (6) 開発・建築指導の充実

(1) 良質な住まい・まちづくり施策の推進

良好なまちづくりを進めるための指針である住宅マスタープランに基づき、地域の特性を活かした、自然と都市的快適さが調和したまちづくりを推進します。

また、近年の少子高齢化の急速な進行に伴う人口減少社会の到来等、社会経済情勢が大きく変化していることから、新たな住宅マスタープランの策定を進めます。

空き家や廃屋については、地域住民との情報交換、協議の場を設け実態把握に努めるとともに、新たな対策を講じます。

(2) 市営住宅の充実

市営住宅ストック総合活用計画に基づき市営住宅の長寿命化を図り、居住環境の改善のため、高齢入居者等に対応した屋内手摺りの設置などを行うとともに、適正な維持管理を図るため、受水槽の改修、屋上防水の改修などを行います。

また、老朽化した市営木造住宅の入居者については、入居者の安心・安全を図るため、耐震化された他の市営住宅への移転を促進します。

さらに、高齢者や障害者等のニーズ等に対応するため、民間住宅の借上げなどの供給手法の検討を行います。

少子高齢化の急速な進行などを背景に、多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、新たな市営住宅ストック総合活用計画の策定を進めます。

(3) 快適な住まいづくりの支援

災害に強い住宅の整備を図るため、住宅の耐震診断、耐震改修の啓発や住宅リフォームを推進するとともに、良質な賃貸住宅の供給促進を図ります。

(4) 福祉施策と連携した住環境づくり

住宅相談窓口を充実するとともに、市営住宅の社会福祉事業への活用に努めます。

また、高齢者・障害者向けの住宅改造への支援を行うとともに、住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの啓発に努めます。

(5) 住環境の整備

地区計画、建築協定制度等による市民主体のまちづくりを支援し、地域特性に応じた、良好な住環境を整備します。

また、市民生活の利便性を高めるため、住居表示整備事業や町界町名整理事業の実施を推進します。

(6) 開発・建築指導の充実

良好な居住環境や良質な住宅等を確保するため、開発制度の充実を図るとともに、適切な開発・建築指導を推進し、建築物の安全性の確保に向けた中間検査・完了検査等の推進を図るとともに、建築パトロールなどにより違反建築物の是正に努めます。

主要事業

事業名	事業の概要
住宅マスタープランに基づく計画の推進	・ 少子高齢化に対応したまちづくりや住環境の整備 ・ 防災や防犯面での安心・安全な住環境の整備 ・ 住宅リフォームの促進のための支援 ・ 高齢者施策や福祉施策と連携した、安心安全な住環境の整備
市営住宅の充実	・ 市営住宅ストック総合活用計画に基づく各種設備改修計画の推進 ・ 民間住宅の活用手法の検討
住居表示整備 及び町界町名整理事業	・ 住居表示整備事業 ・ 町界町名整理事業
建築指導の推進	・ 建築バトロールの推進及び通報体制の構築

施策を推進する主な所管部署

○総務課 ○生活安全課 ○住宅営繕課 ○建築指導課



市営住宅(霞ヶ岡第2住宅)